

飯田市建設工事低入札価格調査制度要領

平成29年10月16日適用

令和元年12月5日改正

令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1条 飯田市が発注する建設工事の入札のうち、この試行要領に定めのあるものは、飯田市低入札価格調査実施要綱（平成25年告示第100号）の規定にかかわらず、この試行要領の定めるところによる。

(対象工事)

第2条 対象とする建設工事（以下「工事」という。）は、予定価格が130万円を超える建設工事のうち土木一式工事を対象とする。

(用語の定義)

第3条 この試行要領において「失格基準価格」とは、その価格を下回った場合に調査の実施を省略し、失格とする価格をいう。入札書比較価格及び平均値並びに標準偏差値の算定は別添1による。

(失格基準価格の設定)

第4条 予定価格が130万円を超える工事は、次の（2）から（4）により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格とする。

- （1）算定対象は、入札書比較価格以下の入札者のうち、入札書比較価格以下で入札書比較価格に $85/100$ を乗じた額（1円未満は切り捨て。）以上の入札金額で算出した平均値（小数以下は切り捨て。）に「標準偏差（小数第1位を四捨五入。） $\times 1.5$ 」を加算及び減算した各金額（小数第1位を四捨五入。）の範囲内の価格の入札者とする。
- （2）算定対象の入札者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $89.5/100$ を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。
- （3）算定対象の入札者が5者以上の場合には、入札書比較価格に $89.5/100$ を乗じた額（1円未満は切り捨て。以下「87.5%相当額」という。）未満の価格の入札者を除いた入札者の平均価格（千円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。
ただし、算定対象の入札者が5者以上の入札であっても、89.5%相当額以上の者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $89.5/100$ を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。
- （4）前号で算出した平均価格が、入札書比較価格の94.5%を上回る場合には、入札書比較価格に $94.5/100$ を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。

(予定価格調書への記載)

第5条 予定価格調書には、失格基準価格の対象工事であることを記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 対象工事の入札に当たり、入札参加者に対し、次の事項を周知するものとする。

- (1) 失格基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格を下回った入札を行った者（以下「失格者」という。）は、調査することなく落札とはならないこと。
- (3) 失格者は、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

(調査の実施)

第7条 失格者については、調査の実施を省略し、失格とする。

(落札者の決定)

第8条 予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の価格を持って入札した者があるときは、当該者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

2 前項の場合において、失格基準価格を下回る価格の入札があったときは、失格基準価格を下回る入札があったことの宣言を行うものとする。

(その他)

第9条 試行要領に関して疑義が生じた場合は、業者選定審査委員会にて協議し、対応する。

2 試行要領に基づく手続きを別添2「失格基準価格算定のフロー」に示す。

(補則)

第10条 この試行要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。